

写

25川人委調第309号

平成25年9月11日

川崎市議会

議長 浅野文直様

川崎市人事委員会

委員長 金作幸



地方公務員法第5条第2項の規定に基づく人事委員会の意見について

平成25年9月5日付け25川議議第383号により依頼のありましたことについて、次のとおり意見を申し述べます。

議案第143号 川崎市職員の給与の特例に関する条例の制定について

職員の給与水準は、労働基本権制約の代償措置である人事委員会の給与勧告制度により市内民間企業従業員の給与水準と均衡させることが適当であると考えます。

この条例案は、職員の給与について特例措置を講じようとするものであり、本委員会の給与勧告に基づく給与改定とは異なる趣旨により提案されたと認識しますが、このような特例措置については、例外的かつ時限的に実施されるべきものと考えます。